

令和元年12月3日
生活支援部医療保険課

後期高齢者医療制度に係る保険料の改定等について

1 保険料の改定

後期高齢者医療制度については、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「都広域連合」という。）が保険者となり、2年ごとに保険料の改定を実施。現在、令和2・3年度（第7期）の保険料について検討中。

2 保険料算定案等

【算定案】※年額

	H30・R1年度	R2・R3年度	増減
均等割額	43,300円	44,200円	+900円
所得割率	8.80%	8.81%	+0.01P
1人当たり保険料額	97,127円	101,254円	+4,127円

※今後、国通知による各種係数等を勘案し、保険料率の最終案が提示

【特別対策等】

本来保険料で賄うべき費用を、各市区町村が負担することで保険料の増加を抑制する特別対策及び保険料の独自軽減を継続実施

項目		負担費用（2ヵ年）
特別 対策	葬祭費事業	約 82億円
	審査支払手数料	約 66億円
	保険料未収金補填	約 63億円
所得割独自軽減		約 4億円
区市町村負担金合計		約215億円

3 今後のスケジュール

令和2年1月中旬 都広域連合協議会に保険料最終案を報告
同 下旬 都広域連合第1回定例会に議案を提出

4 本区の対応

特別対策の継続に伴い負担金を拠出することから、都広域連合規約の一部改正が必要であり、令和2年第1回定例会で都広域連合規約変更の協議について議案を提出予定